

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

今月も「暴力団対策法」で規制されている暴力的要求行為について解説しています。今回は20号から25号までの禁止行為についてです。何か、思い当たる時には、遠慮なく当県民会議にご相談ください。

さて、令和4年度も今月が締め月の月になりました。来月から新しい年度の事業が始まります。当県民会議といたしましても、新年度は、新体制の元、心機一転事業を推進してまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

## 法令編(立花書房教本の一部抜粋)

1 暴力的要求行為の禁止(法9条)～以下の3要件を満たす行為が禁止される。(代表的27事例の紹介)

- (1) 行為の主体が指定暴力団であること。
- (2) 「その者の所属する指定暴力団等の威力を示す」という手段、方法を用いること。
- (3) その行為が法9条各号に定める暴力的要求行為であること。

### ⑳ 因縁を付けての金品等要求行為

飲食物、クリーニング等の商品サービスや、購入した有価証券に因縁を付けるなどして損害賠償や損失補填を要求する行為

### ㉑ 不当許認可等要求行為

行政庁に対し、法令上の要件に該当しないにもかかわらず、許認可等をするを要求し、又は法令上の要件に該当するにもかかわらず、不利益処分をしないことを要求する行為

### ㉒ 不当許認可等排除要求行為

行政庁に対し、法令上の要件に該当するにもかかわらず、特定の者に許認可等をしないことを要求し、又は法令上の要件に該当しないにもかかわらず、特定の者に不利益処分をするを要求する行為

### ㉓ 公共事務事業に係る不当入札参加要求行為

国、地方公共団体等に対し、売買、貸借、請負その他の契約の入札参加資格がないにもかかわらず、入札に参加させることを要求する行為

### ㉔ 公共事務事業に係る不当入札排除要求行為

国、地方公共団体に対し、売買、貸借、請負その他の契約に係る入札参加資格がある者を入札に参加させないよう要求する行為

### ㉕ 公共事務事業に係る入札妨害・不当条件要求行為

人に対し、国等が行う売買、貸借、請負等の契約に係る入札について参加しないこと又は一定の価格やその他の条件をもって当該入札に係る申込みをすることをみだりに要求する行為